

岩手沿岸南部広域環境組合議会会議録

平成 25 年 7 月臨時会

第 2 号

岩手沿岸南部広域環境組合事務局

平成 25 年岩手沿岸南部広域環境組合議会 7 月臨時会会議録

平成 25 年 7 月 26 日 金曜日

議 事 日 程 第 1 号

平成 25 年 7 月 26 日 (金) 臨時会

午後 3 時会議を開く

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議長の報告
- 第 5 管理者の報告
- 第 6 議案第 4 号 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を
求めることについて
- 第 7 議案第 5 号 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の専決処分に関し承認を
求めることについて

以 上

本日の会議に付した事件

第1	議席の指定	4
第2	会議録署名議員の指名	4
第3	会期の決定	4
第4	議長の報告	4
第5	管理者の報告	4
第6	議案第4号 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて	6
第7	議案第5号 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて	6

出席議員（13名）

議長	三浦隆君
1番	阿部俊作君
2番	木村琳藏君
3番	伊勢純君
4番	村上薫君
5番	岩崎松生君
6番	小鯖利弘君
7番	小松龍一君
8番	高橋靖君
9番	水野昭利君
10番	船野章君
11番	佐藤信一君
副議長	菅野広紀君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管 理 者	野 田 武 則 君
副 管 理 者	戸 羽 太 君
副 管 理 者	多 田 欣 一 君
事 務 局 長	北 野 和 敏 君
総 務 課 長	安 田 由 紀 男 君
会 計 管 理 者	猪 又 勝 則 君
監 査 委 員 事 務 局 長	澤 館 完 成 君

事務局職員出席者

総 務 課	青 山 豊 英
主 任	
事 業 課	
主 査	佐 々 木 徳 明
主 査	黒 澤 卓 也
幹 事	岩 間 成 好
幹 事	金 野 高 之
幹 事	塚 高 伸 也
幹 事	中 村 一 弘

午後3時会議を開く

- 議長（三浦 隆君） 只今から、本日の会議を開きます。
本日の出席議員は、全員でありますので、会議は成立いたしました。
本日の議事は、お手元の議事日程第1号により進めます。
-

- 議長（三浦 隆君） 日程第1、議席の指定を行います。
釜石市議会から選挙により、新たに選出された水野議員の議席は、岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則第4条の規定により、只今、ご着席の議席を指定いたします。
-

- 議長（三浦 隆君） 日程第2、本日の会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員には、岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則第70条の規定により、議長において、1番、阿部俊作君、2番、木村琳藏君の両名を指名いたします。
-

- 議長（三浦 隆君） 日程第3、会期の決定を行います。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三浦 隆君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。
-

- 議長（三浦 隆君） 日程第4、議長の報告であります。
今次、臨時会の審議案件として、お手元に配付いたしましたとおり、議案第4号及び第5号の議案2件の送付がありましたので、ご報告いたします。
次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。内容はお手元の写しのとおりでありますので、ご了承願います。
以上で議長の報告を終わります。
-

- 議長（三浦 隆君） 日程第5、管理者の報告であります。
管理者、ご登壇願います。
〔管理者 野田武則君登壇〕

- 管理者（野田 武則君）

平成 25 年 7 月岩手沿岸南部広域環境組合議会臨時会の開催にあたり、岩手沿岸南部クリーンセンターの状況等について、ご報告をいたします。

岩手沿岸南部クリーンセンターにつきましては、供用開始以降、順調に稼働をしており、平成 24 年度においては災害ごみを含め 41,466 トンのごみを受け入れておりますが、前年度と比較して、通常ごみについては 9%の増加、災害ごみについては 48%の増加となっております。通常ごみにつきましては、民間事業所等の震災後の復旧の影響等により事業系のごみの排出量の増加傾向が続いております。災害ごみにつきましては、通常ごみの動向を見ながら、可能な限り構成市町の災害ごみの処理に取り組んでおり、構成市町の要請により漁網等の災害ごみも受け入れております。平成 26 年 3 月末に設定されております県内の災害廃棄物処理の完了に向けて、引き続き構成市町と連携を図りながら、その処理に取り組んでまいりたいと考えております。

また、地域住民にとって最も関心が高い環境対策としては、排ガス処理対策に万全を期しており、環境測定値はいずれも管理基準値を大きく下回っておりますし、放射能対策につきましても、構成市町の協力をいただきながら、当クリーンセンターの飛灰測定及び公表、さらに、最終処分場及び周辺地域での定期測定を行いながら、地域住民の不安を払拭してまいりました。いずれの測定結果も、国が定めている基準を大きく下回る結果となっております。

溶融物の資源化につきましては、平成 24 年度において、スラグ 5,390 トン、メタル 903 トンをすべて建設資材等に再資源化し、埋め立て処分量を 3,030 トンに抑えております。

また、焼却余熱を活用した浴場につきましては、一般開放により、震災による被災者の方々を中心に平成 24 年度は 26,435 名が利用しております。この事業は、周辺地域の住民から大変喜ばれており、当クリーンセンターの存在意義を大きくアピールをしているところであります。

また、今年も 6 月 9 日にクリーンセンター施設見学会を実施しておりますが、釜石市を中心に構成市町全てから合わせて 140 名の住民が来場し、当施設の概要を紹介する DVD 上映や、ごみピットの見学、余熱利用による発電や浴場の一般開放などに親しんでいただいております。アンケートの結果では、「施設がきれい。溶融処理のしくみがわかった。最新の設備が印象に残った。」などの意見が寄せられ、安全・安心な最新設備を整えた資源循環型社会の拠点施設としての理解が深まったものと認識をしております。今回の課題を踏まえ、来年以降も 6 月の環境月間にあわせ継続して施設見学会を行い、当施設への理解と環境意識の高揚につなげてまいりたいと考えております。

本日の臨時会には、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることその他、1 件の専決処分についてご提案をしております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、私からのご報告といたします。

○議長（三浦 隆君） 以上で管理者の報告を終わります。

○議長（三浦 隆君） 日程第6、議案第4号、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、を議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 北野 和敏君登壇〕

○事務局長（北野 和敏君） 只今、議題に供されました、議案第4号、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書の1ページから3ページをご覧ください。この条例は、昨年の岩手県人事委員会勧告に伴い、構成市町の対応状況を踏まえ、職員の期末手当を年間で0.05月分引き下げようとするもので、その施行期日を平成25年4月1日としようとするものであります。

この議案第4号につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成25年3月29日付けをもって専決処分を行い、即日公布いたしましたので、同条第3項の規定によりまして議会に報告し、承認を求めるところでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦 隆君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦 隆君） 以上で質疑を終わります。これより議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦 隆君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（三浦 隆君） 日程第7、議案第5号、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、を議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 北野 和敏君登壇〕

○事務局長（北野 和敏君） 只今、議題に供されました、議案第5号、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の専決処分に関し承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書の4ページから6ページをご覧ください。この条例は、国家公務員の給与削減措置を踏まえ、速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう総務

大臣からの要請があったことと併せて、構成市町においても、本年7月からの給与引き下げを前提として、本年度の地方交付税が減額交付されることが示されたことなどから、当組合におきましても構成市町の対応状況を踏まえ、一般職の職員の給料月額を削減するための条例を制定するものでございます。

条例の内容といたしましては、一般職の職員の給料月額について、給料表区分に応じた減額割合を定めることとし、給料表1級から2級までの職員は100分の3.1、3級から5級までの職員は100分の5.1、6級から7級までの職員は100分の7.1をそれぞれ減額することとし、その施行期日を平成25年7月1日にしようとするものでございます。

減額の期間につきましては、施行期日の平成25年7月1日から平成26年3月31日までとするものでございます。

この議案第5号につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成25年6月28日付けをもって専決処分を行い、即日公布いたしましたので、同条第3項の規定によりまして議会に報告し、承認を求めるとともに、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦 隆君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦 隆君） 以上で質疑を終わります。これより議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦 隆君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（三浦 隆君） 以上で本臨時会に付議されました議案の全部を議了いたしました。

これをもちまして平成25年7月岩手沿岸南部広域環境組合議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午後3時12分閉会

岩手沿岸南部広域環境組合議会議長

三 浦 隆

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員

阿 部 俊 作

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員

木 村 琳 藏